# **１　廊下等**（政令第１１条、条例第１４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| **政 令** | **条 例** |
| 第十一条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。 | 第十四条　令第十一条の規定によるものとする廊下等は、次に掲げるものでなければならない。 |
| 一　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
| 二　階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 | 一　階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）及びエスカレーターの上端及び下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。 |
|  | 二　次に掲げる特別特定建築物における廊下等には、手すりを設けること。イ　病院又は診療所ロ　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）ハ　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。） |

◎ 移動等円滑化基準チェックリスト（条例付加分含）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設等 | チェック項目 |  |
| 廊下等（政令第11条）（条例第14条） | ①表面は滑りにくい仕上げであるか |  |
| ②点状ブロック等の敷設（階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分） |  |
| ③手すりを設けているか（条例第１４条第二号に定める特別特定建築物に限る） |  |

〔解説〕

廊下等についての規定である。一般基準であるため、以下の用途に応じて、対象となる廊下等は全て、基準適合義務が発生する。

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物の用途 | 基準適合の対象となる廊下等 |
| 特別特定建築物 | 不特定かつ多数が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する廊下等 |
| 条例第11条で追加する特定建築物 | 多数の者が利用する廊下等 |

　なお、移動等円滑化経路上の廊下等については、別途、該当する基準への適合が必要である。（Ｐ77～78参照）

チェックリスト①（政令第11条第1項第1号）

○「滑りにくい材料」は、建築基準法施行令第26条第1項第2号と同様の措置を求めている。

（床の滑りに関し、建築設計標準に評価指標等が示されている。建築設計標準P2-301～P2-302参照。）

チェックリスト②（政令第11条第1項第2号・条例第14条第1項第1号）

○廊下等に敷設する点状ブロック等は、階段、傾斜路又はエスカレーターの存在を事前に視覚障がい者に知らせ、段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これらに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。（一般的には、線状ブロック等とあわせ、視覚障がい者誘導用ブロック等と称される。）

○視覚障がい者誘導用ブロック等は、JIS T 9251（視覚障がい者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列〔建築設計標準：P2-291～P2-292参照〕）による形状のものを基本とし、段差や傾斜のある部分の直前では踏み外す危険があるため、階段及び傾斜路の全幅（端部から15cm以内を除く）、かつ、段差や傾斜のある部分の手前30cm程度に「点状ブロック等」を敷設するものとする。

○視覚障がい者誘導用ブロック等の色は黄色を原則とするが、黄色では色の差が確保できない場合には、周囲の床の仕上げと色の差が確保できる色とすること。

○この規定は不特定かつ多数の者が利用、又は主として視覚障がい者が利用するものに限り適用されるため、点状ブロック等の敷設は、老人ホーム、共同住宅等については適用されない。（点状ブロック等の敷設に関する規定の適用については、Ｐ103を参照）

○政令第11条第1項第2号ただし書き中「視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合」及び条例第14条第1項第2号ただし書き中「視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合」とは、次のとおり。（平成18年12月15日付国土交通省告示**第**1497号第１（参考資料Ｐ91）・条例施行規則第3条（参考資料Ｐ110））

・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上下端に近接するもの

・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上下端に近接するもの

・主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの

　○階段や傾斜路の上下端に近接する部分に敷設する点状ブロック等

建築物内に設ける「階段」、「傾斜路」や「エスカレーター」の上下端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等の敷設が規定されている。（政令第11条・条例第14条）

一方、階段（政令第12条・条例第15条）や傾斜路（政令第13条・条例第16条）においても踊場の部分に点状ブロック等の敷設が規定されている。

各々の規定について、図を用いて整理をすると次のとおり。

【階段の例】

政令第11条第1項第2号

（廊下等）

条例第15条第1項

（階段の踊場）

政令第12条第1項第5号

（階段の踊場）

2階

条例第14条第1項第1号

（廊下等）

1階

踊場

階段

廊下等

廊下等

（参考）

建築物内に設ける段差は、例え１段のみであっても“階段”と定義されている。そのため、大臣（知事）が告示（規則）で定めるただし書きの場合以外には、１段のみの段差であっても点状ブロック等が必要となる。

チェックリスト③（条例第14条第1項第2号）

○次に示す特別特定建築物に設ける廊下等は、歩行困難者、高齢者、視覚障がい者等に対する歩行補助のため、手すりを設置しなければならない。
障がいが身体の左右どちらにある人でも利用できるよう、左右両側に設けることが望ましい。

（政令第5条第2号）病院又は診療所

（　同条　　第9号）老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

（　同条　第10号）老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

〔法逐条解説〕　政令第１１条　　　：Ｐ４０

〔建築設計標準〕２．４　屋内の通路：Ｐ２－７９～Ｐ２－８７

**参 考**